

静岡県告示第811号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年12月13日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

口野尾高B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
沼津市		口野	尾高	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域
				213-4 1号
				211-25 2号
				182 3号
				145-1 4号
				145-1 5号
				145-1 6号
				206 7号
205 8号				